

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号 46

許認可等の内容		海岸保全区域内の土石採取料の減免の承認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例第3条
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>1 市が採取するときは、土石採取料の額の全額を免除する。</p> <p>2 市が主催し、又は共催する事業のために採取するときは、土石採取料の額の全額を免除する。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年 4月1日設定 (平成24年12月10日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 15日 (休日は含まない)
	設定等年月日	平成13年 4月1日設定 (平成30年10月 1日最終変更)